

熊本県情報公開審査会答申の概要
(平成27年2月6日付け答申第116号)

1 事案の概要

H25.7.1 異議申立人

情報公開条例(以下「条例」)に基づき、知事(以下「実施機関」)に対し、次の文書を開示請求(以下「本件開示請求」)。

「水俣病認定申請棄却処分取消等請求上告受理申立て事件に関する上訴で、熊本県は最高裁に平成24年4月27日付けで「上告受理申立て理由書」を提出した。この理由書は、水俣病患者である 氏を否定する理由として「 の世帯は農家であり、魚介類の喫食頻度も2日に1回程度」(45頁)とした。県がこれらの根拠とした、その資料の開示を求める。」

H25.8.13 実施機関

本件開示請求に該当する行政文書として、水俣病関係訴訟の上告受理申立てに当たって最高裁判所に提出した「上告受理申立て理由書」の「根拠資料」(以下「本件行政文書」)を特定し、条例第7条第2号に該当することを理由に不開示決定(以下「本件不開示決定」)。

H25.10.17 異議申立人

本件不開示決定を不服として、異議申立て。

H25.10.24 実施機関

情報公開審査会に諮問(諮問第157号)。

2 当事者の主張の趣旨

(1) 異議申立人

- ・本件不開示決定を取り消して、開示することを求める。
- ・この不開示は、熊本県と環境省にとって都合が悪いこと、異議申立人には知られては困ることが根拠資料に記載されていることから、実施機関と水俣病審査課は「農家」等の記載を明らかにしようとしなかったのであった。この隠蔽体質こそが長い年月に渡って 氏を放置してきた最大の要因であったにもかかわらず、実施機関は、無責任にも異議申立人の請求を不開示にしたのである。
- ・異議申立人は、熊本県が 家に対して卑劣で悪質極まりないことが根拠資料に記載されていたことから、それをひた隠しにしようとしたのが、実施機関が審査会に提出した理由説明書であったものとする。

(2) 実施機関

本件行政文書の内容は、個人の生活状況を明らかにする個人に関する情報であるとともに、その名称も個人の活動を明らかにする個人に関する情報である。よって、条例第7条第2号の規定により、文書名も含めて不開示とした。

3 審査会の判断

(1) 結論

実施機関が本件行政文書について行った不開示決定は、妥当である。

(2) 理由

当審査会で本件行政文書を見分したところ、当該文書には、個人の心身に関する状況等が記載されており、当該文書名を含め、その全体が、特定個人に関する情報であることが認められる。

諮問実施機関	：熊本県知事
諮問日	：平成25年10月24日（諮問第157号）
答申日	：平成27年2月6日（答申第116号）
事案名	：水俣病関係訴訟の上告受理申立てに当たって最高裁判所に提出した「上告受理申立て理由書」の「根拠資料」の不開示決定に関する件（水俣病審査課分）

答 申

第1 審査会の結論

熊本県知事（以下「実施機関」という。）が、水俣病関係訴訟（以下「本件訴訟」という。）の上告受理申立てに当たって最高裁判所に提出した「上告受理申立て理由書」の「根拠資料」（以下「本件行政文書」という。）について、平成25年8月13日に行った不開示決定は、妥当である。

第2 諮問に至る経過

- 平成25年7月1日、異議申立人は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、次の行政文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
「水俣病認定申請棄却処分取消等請求上告受理申立て事件に関する上訴で、熊本県は最高裁に平成24年4月27日付けで「上告受理申立て理由書」を提出した。この理由書は、水俣病患者である 氏を否定する理由として「 の世帯は農家であり、魚介類の喫食頻度も2日に1回程度」（45頁）とした。県がこれらの根拠とした、その資料の開示を求める。」
- 平成25年8月13日、実施機関は、本件行政文書について、条例第7条第2号に該当することを理由に不開示決定（以下「本件不開示決定」という。）を行った。
- 平成25年10月17日、異議申立人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して本件不開示決定を不服とする異議申立てを行った。
- 平成25年10月24日、実施機関は、この異議申立てに対する決定を行うに当たり、条例第19条第1項の規定に基づき、当審査会に諮問を行った。

第3 異議申立人の主張

- 異議申立ての趣旨
本件不開示決定を取り消して、開示することを求める。
- 異議申立ての理由
異議申立ての理由は、異議申立書等によれば、おおむね以下のとおりで

ある。

- (1) 異議申立人は、実施機関が審査会に提出した理由説明書を「水俣病被害者の人権を軽視するものだ」と言いたい。
- (2) これは〇〇氏及び異議申立人の「知る権利」を不当に害するもので、実施機関の妨害行為であった。
- (3) さらには、この不開示は、熊本県と環境省にとって都合が悪いこと、異議申立人には知られては困ることが根拠資料に記載されていることから、実施機関と水俣病審査課は「農家」等の記載を明らかにしようとならないのであった。この隠蔽体質こそが長い年月に渡って 氏を放置してきた最大の要因であったにもかかわらず、実施機関は、無責任にも異議申立人の請求を不開示にしたのである。
- (4) 異議申立人は、熊本県が 家に対して卑劣で悪質極まりないことが当該資料に記載されていたことから、それをひた隠しにしようとしたのが当該説明書であったものとする。
- (5) 異議申立人は、熊本県知事らの責任を追及するつもりでいることから、当該資料は欠かせないものであった。
- (6) 実施機関が本件行政文書の文書名も明らかにしないとして不開示としたのは理由がないことから、この判断は「不当」であり、異議申立人は、この処分を取り消し、開示することとしたい。

第 4 実施機関の説明要旨

実施機関からの理由説明書等での説明内容を要約すれば、おおむね以下のとおりである。

1 本件行政文書について

本件行政文書は、本件訴訟の上告受理申立てに当たって最高裁判所に提出した「上告受理申立て理由書」の中で、 氏のメチル水銀への曝露状況を裁判所に対して主張するために「 の世帯は農家であり、魚介類の喫食頻度も 2 日に 1 回程度」と記載する根拠となった資料である。

2 条例第 7 条第 2 号該当性について

本件行政文書は、上記 1 に記載のとおりであり、当該資料の内容は、個人の生活状況を明らかにする個人に関する情報であるとともに、その名称も個人の活動を明らかにする個人に関する情報である。

よって、条例第 7 条第 2 号の規定により、文書名も含めて不開示とした。

第 5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張内容及び実施機関の説明内容に基づき、本件不開示決定の妥当性について調査、審議した結果、以下のように判

断する。

1 本件開示請求について

本件開示請求は、県が本件訴訟において、最高裁判所に提出した上告受理申立て理由書中、特定個人の世帯が農家である等の記載に係る根拠資料の開示を求めたものである。

2 条例第7条第2号の規定について

条例第7条第2号本文は、不開示情報として、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」と規定している。

同号は、個人の尊厳及び基本的人権の尊重の立場から、個人の権利利益の十分な保護を図るため、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されうるような情報が記録されている行政文書については、原則として不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録されている行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

3 本件不開示決定の妥当性について

当審査会で本件行政文書を見分したところ、当該文書には、個人の心身に関する状況等が記載されており、当該文書名を含め、その全体が、特定個人に関する情報であることが認められる。

したがって、実施機関が本件行政文書について、条例第7条第2号に該当するとして、文書名も含めた不開示決定は、妥当である。

なお、当審査会としては、本件開示請求が、特定個人の世帯が農家であることを前提に請求された内容のものであり、本件行政文書の存否を明らかにした場合、特定個人の世帯が農家であるかどうかという個人に関する情報を明らかにしてしまう結果となるのではないかと考えたため、実施機関に説明を求めたところ、当該情報は、実施機関が、本件訴訟において裁判所に提出した上告受理申立て理由書に記載し、その根拠となる資料の存在を公にしており、かつ、本件開示請求の時点において、上告受理申立て理由書に記載された内容が、本件訴訟の関係者によりホームページにも掲載され、公知の事実となっていたため、本件行政文書の存否を明らかにしたということであった。

このことからすれば、本件行政文書の存否を明らかにしたとしても、不開示情報を開示することとはならないと認められる。

5 結論

以上により、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

熊本県情報公開審査会

会	長	馬場	啓
会長職務代理者		上拂	耕生
委	員	石井	麻衣子
委	員	立石	邦子
委	員	原島	良成

審査の経過

年月日	審査の経過
平成25年10月24日	・ 諮問（第157号）
平成25年11月29日	・ 実施機関から不開示決定理由説明書を受理
平成25年12月20日	・ 異議申立人から意見書を受理
平成26年 1月14日	・ 審議
平成26年 3月10日	・ 実施機関からの説明聴取、審議
平成26年 4月24日	・ 審議
平成26年 5月19日	・ 審議
平成26年 6月 9日	・ 審議

年 月 日	審 査 の 経 過
平成26年 7月14日	・ 審 議
平成26年 8月11日	・ 審 議
平成26年 9月 8日	・ 審 議
平成26年10月15日	・ 審 議
平成26年11月10日	・ 審 議
平成26年12月 8日	・ 審 議
平成27年 1月20日	・ 審 議